

# 高槻ワーキングニュース

9月は「障害者雇用支援月間」です

## 障がい者雇用支援講演会・制度説明会（高槻市）

9月は「障害者雇用支援月間」です。障がいのある方が働き続けるためには、本人への支援だけではなく、事業主やそこで働く方、地域の方々など、多くの皆様のご理解とご支援が不可欠です。

高槻市では、月間の取組として、障がい者雇用に関心のある方や企業の人事労務担当者を対象とした、障がい者雇用支援講演会・制度説明会を開催します。

日 時 令和4年9月22日（木）13：30～15：45

場 所 ゆう・あいセンター（市立障がい者福祉センター）4階研修室  
（高槻市城内町1-11）阪急高槻市駅徒歩15分

費 用 無料

内 容 ① 講演会（13：30～14：30）

テーマ：「障がい者雇用の現状とマイナビパートナーズの取組」

講 師：(株)マイナビパートナーズ パートナー雇用統括部 統括部長 岩間 裕 氏

対 象：障がい者雇用に関心のある方、企業の人事労務担当者など

② 制度説明会（14：45～15：45）

テーマ：「障がい者雇用支援に関する助成金制度等について」

講 師：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 丹羽 政仁 氏

対 象：企業の人事労務担当者

備 考 ●ご来場の際はマスクの着用、受付でのアルコール消毒や検温等をお願いします。

●発熱や体調不良がある場合は、高槻市産業振興課に連絡のうえ来場をご遠慮願います。

●今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止を決定させていただく場合がございます。

【FAX申込書】 FAX番号：072-675-3133

宛先：高槻市 街にぎわい部 産業振興課（TEL:072-674-7411）

企業・事業所名 \_\_\_\_\_ 連絡先TEL \_\_\_\_\_

※一般の方は氏名のみご記入ください

参加者氏名		

## 令和4年度大阪府ハートフル企業顕彰 候補企業を募集中！（大阪府）

大阪府では、障がい者雇用の促進等に関して特に優れた取組を行っている事業主を表彰しています。

### 表彰の区分と対象

- ★ハートフル企業大賞（1者） 障がい者の雇用の促進に貢献し、功績が顕著である。
- ★ハートフル企業チャレンジ応援賞（2者以下） 障がい者の雇用の促進に関し、先進的又は独自性に優れた取組を行っている。
- ★ハートフル企業教育貢献賞（2者以下） 障がいのある生徒の職場実習の受け入れや雇用等、支援学校等に対して職業訓練に関する貢献が著しい。

### 応募要件

- 大阪府内に事務所または事業所を設置していること。
- 上記の事務所または事業所において、令和3年4月1日以前から障がい者の雇用促進に取り組んでいること。

### 応募方法

応募用紙に必要事項を記載のうえ、その他の必要書類とともに提出してください。

大阪府 ハートフル企業顕彰 検索



応募用紙等もここからダウンロードできます。

締切：令和4年9月12日(月) \*17時必着

事業主の皆さまへ

## 高槻市障がい者雇用奨励金制度のご案内（高槻市）

高槻市では、高槻市在住の障がい者を雇用する事業者様向けに、障がい者の雇用の促進と安定を図ること等を目的として、障がい者雇用奨励金制度を設けています。

詳しくは高槻市ホームページをご覧ください。

\*お問合せ\*

高槻市街にぎわい部産業振興課

電話：072-674-7411

E-mail：[sangyous-82@city.takatsuki.osaka.jp](mailto:sangyous-82@city.takatsuki.osaka.jp)



高槻市ホームページにアクセス！

申請用紙のダウンロードもこちらから

※申請期間を過ぎると申請受付ができないため、支給対象期間の開始前に、産業振興課（市役所総合センター9階）まで、必ず事前相談を行ってください。

就労を目指す若年者の方へ

## 高槻市若年者資格取得支援助成金制度のご案内（高槻市）

高槻市は、離職等の理由により、就職が困難であるにもかかわらず、就労を目指す意欲のある15歳以上40歳未満の若年者に対して、国が定める教育訓練講座を受講し修了した方に、助成金を支給します。

### 支給対象

- 高槻市に住所を有し、かつ市税の滞納がないこと
- 離職等の理由により、ハローワークに求職登録していること
- 教育訓練講座の受講開始時点で15歳以上40歳未満であること（※1）
- 教育訓練講座を修了していること（※2）
- 原則当該助成金の支給を受けたことがないこと
- 市から他に教育訓練講座の助成を受けていないこと

※ 1 対象となる講座は平成24年4月1日以降に開講される講座に限ります。

※ 2 複数の講座を受講されている場合は1つの講座に限ります。

### 支給額

教育訓練講座の受講料の50%（上限5万円、入学金・教材費は対象外）

※助成金のうち1,000円未満の額は切り捨てとなります。

### 提出書類

- 支給申請書・支給要件確認申告書・宣誓書（ホームページからダウンロードできます）
- 現住所を証明できる書類（住民票など）
- ハローワークに求職登録していることを証明する書類（ハローワーク受付票）
- 教育訓練講座を修了したことを証明する書類（教育訓練修了証明書）
- 受講料の支払いを証明する書類
- 通帳

### 問い合わせ先

高槻市 街にぎわい部 産業振興課  
〒569-0067 高槻市桃園町2番1号  
[電話：072-674-7411](tel:072-674-7411)



詳しくは  
高槻市ホームページ  
をご覧ください。

# みんなで学ぶワークルールセミナー開催のお知らせ

北摂4市1町（高槻市・茨木市・摂津市・吹田市・島本町）では、労働法を専門とする大学の先生等から働き方を取り巻く最新情報などを様々な角度から解説していただく5回連続講座（高槻市開催は第5回）を開催します。どなたでも無料で受講いただけます。是非ご参加ください。

## 第5回高槻市開催分

- 日時 令和4年10月28日（金）18：30～20：30  
場所 高槻市立生涯学習センター 3階 研修室（高槻市桃園町2番1号）  
テーマ 「女性の活躍推進」  
講師 大阪公立大学客員研究員 クレオ大阪中央研究室長 服部 良子 氏  
費用 無料  
申込み 参加ご希望の方は、下記連絡先へお電話かFAXで、  
① お名前 ②連絡先（電話番号）  
③参加希望回（高槻市開催分＝第5回）」をお知らせください。



※高槻市のホームページには他市での開催の日程・テーマ等も紹介しています。

お問い合わせ・お申込み（お申込みは10月3日以降に受付）

高槻市 産業振興課 TEL：072-674-7411 FAX：072-675-3133

## 労働者協同組合法が2022年10月1日施行されます！（厚生労働省）

### 労働者協同組合法って？

労働者協同組合法は、労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。以下の(1)～(3)の基本原則に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的としています。

- (1) 組合員が出資すること
- (2) その事業を行うにあたり組合員の意見が適切に反映されること
- (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること

我が国では、少子高齢化が進む中、介護、子育て、地域づくりなど幅広い分野で多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。担い手も不足している中、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。そこで、上記の(1)(2)(3)を基本原則とする労働者協同組合が創設されました。



詳しくは  
厚生労働省ホームページをご覧ください。

～次回の高槻ワーキングニュースは令和4年12月25日発行予定です～